

市野谷小学校 指定通学路（案）について

「指定通学路について」説明させていただきます。

指定通学路（案）①

文部科学省の小学校施設整備指針

交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。

防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

1

通学路については、法令の規定がございませんが、文部科学省の小学校施設整備指針の中で、「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避ける」ことが重要で、また「防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられることが望ましい。」とされております。

流山市は、各小学校において、指定通学路を定めております。

指定通学路は、学校長が決定していくものですが、学校が開校前ですので、現時点では教育委員会が暫定的に指定させていただき、学校開校後に保護者様、児童、また、地域の方々の意見を伺いながら、学校を中心に適宜、変更等していくものとなります。

指定通学路（案）②

通学経路の基本的な考え方については

- (1) なるべく歩車道の区別のある道路を通学路に設定する。
- (2) 見通しの悪い場所など危険箇所を避ける。
- (3) 横断歩道や信号機が設置されており、安全に横断できるような通学路を設定する。

2

通学経路の基本的な考え方については、

(1) なるべく歩車道の区別のある道路を通学路に設定し、区別がない場合は、交通量が少なく児童生徒の安全を確保できる幅員(ふくいん)の道路を通学路に設定する。

(2) 見通しの悪い場所など危険箇所を避ける。

(3) 横断歩道や信号機が設置されており、安全に横断できるような通学路を設定する。

となっております。

指定通学路（案）③



今回、お示しする経路は、先ほど説明したとおり、現時点での暫定的なものです。

保護者様、児童、地域の方の意見を集約し、最終的に学校長の判断により変更が可能となります。

通学路について、ご意見があれば、開校後に、市野谷小学校へご連絡ください。

通学路の安全点検については、市野谷小学校に限らず、市内小中学校を対象として、「流山市通学路安全対策プログラム」の規定に則り、毎年、各学校から提出された危険箇所について、関係機関と合同による現地点検を行い、必要な対策を講じ、登下校の安全に努めております。

市野谷小学校の通学路につきましても、お気づきの点等ございましたら、市野谷小学校もしくは学校教育課へご連絡いただきますようお願い申し上げます。